

第1回 久万高原町上下水道事業経営審議会 議事要旨

1. 日 時 令和8年7月17日（金） 午後1時～午後2時50分
2. 場 所 久万町民館 2階 議員控室
3. 出席者 委 員 11名（2名欠席）
事務局 4名（建設課長他）
4. 次 第

- 1) 開会
- 2) 委嘱（町長より委嘱状の交付）
- 3) 町長あいさつ
- 4) 委員及び事務局職員紹介
- 5) 会長・副会長選出
- 6) 会長・副会長あいさつ
- 7) 諮問（町長より大久保会長へ諮問書の手渡し）
- 8) 議事
簡易水道事業の施設の現状と財政状況について
質疑応答
- 9) その他
今後の開催日程及び内容について
- 10) 閉会

5. 議事録

会 長：審議にあたっての3点お願いがある。変えるべきものと変えてはいけないものについて、水の美味しさは守りつつ、経営方法は時代に合わせて変えるなど、切り分けて考える必要がある。長期的な視点にたって、人口減少が続く10年、20年先を見据えた議論を行う必要がある。町の未来を決める議論として、委員の皆さんからも内容を広く町民へ伝えていただきたい。

（事務局より施設の現状と財政状況について説明）

（質疑応答）

委 員：令和2年度の黒字から、令和3年度に突然赤字へ転落した要因は何か。

事務局：令和2年度まで行われていた一般会計からの企業債以外の補填が廃止されたことや、管理組合への委託料の会計処理を変更したことが主な要因である。

委 員：水道事業会計に移行したのはいつからか。

事務局：平成27年度からである。

委 員：県内の他市町でも料金見直しが進んでいるが、その理由は経営安定のためか。

事務局：主な要因は、高度経済成長期に整備された施設の更新時期到来に伴う財源確保である。人口減少による減収も影響している。

委 員：合併後の20年間、これまで値上げの検討は一切されなかったのか。

事務局：一般会計からの支援が得られるという行政判断により、これまで具体的な料金改定の検討には至っていなかった。

委員：現状でも水道は維持できているように見えるが、なぜ今、料金改定という抜本的な対策が必要なのか。

事務局：給水収益の減少と経費増により経営が厳しいため。また、公営企業として収益で経営を行うという原則に立ち返り、適正な経営を行う必要があるため。

委員：水道の公共性を踏まえると急な値上げは理解しにくい。将来の更新を見据え、避けて通れない理由をもっと分かりやすく説明できないか。

事務局：最大の理由は、令和 13 年度には現金が底をつくという現実的な資金不足が予測されているため。事業継続には現金の確保が不可欠である。

委員：近年の電力・物価高騰は設立当時には想定外だった。これによる資金繰り悪化について、国からの手当てはないのか。

事務局：施設更新への補助や交付税措置はあるが、経営に関する国の直接的な手当てはない。経営は料金改定などで自ら改善せよというのが国のスタンスである。

委員：地区の自主管理を行っている簡易水道でも、今回の料金改定の対象になるのか。

事務局：自主管理体制は当面維持するが、経営基盤強化のため、自主管理地区の料金についても再考が必要になると考えている。

委員：組合管理の地区とメーター管理の地区を一括りで料金改定するのか。組合管理側には理解しにくい面もあるがどうか。

事務局：改定幅の詳細は次回以降の議論となるが、物価高騰や人件費上昇は組合管理施設にも同様に影響するため、値上げは避けられない状況にある。

委員：料金を上げるのではなく、組合へバックされている維持管理手数料を削減するなどの方法は考えられないか。

事務局：現在の委託料は実際の作業量に基づき算出されており、削減は難しい。修繕や電気代、水質検査は町が負担しており、これらを反映した適正な料金への改定が必要である。

委員：令和 11 年度までの見通しで、赤字分を賄うには現行の 1.3～1.5 倍程度の料金改定が必要という理解でよいのか。

事務局：単純計算で、不足分を賄おうとすれば約 1.3 倍程度の改定が必要になるという試算である。詳細は次回以降に審議いただく。

委員：水の損失（漏水）はどの程度進んでおり、どの地区が大きいといった具体的な把握はできているのか。

事務局：全体の有収率は 67% である。久万地区の古い給水管や、美川・柳谷地区の古い施設で漏水が多いと把握している。

委員：漏水箇所を具体的に特定し、優先的に更新作業を行うべきではないか。

事務局：漏水箇所のピンポイント特定には多額の費用と人手がかかる。現在は明らかに古い管を計画的に順次更新することで対応している。

委員：他自治体（類似団体）でも有収率はこの程度まで下がっているものなのか。

事務局：全国の同規模の水道事業でも、同様の課題を抱えている傾向にある。

委員：財産状況を把握するため、次回の審議会で貸借対照表（バランスシート）を提示してほしい。

事務局：公表はしていないが、次回の審議会で共有できるように準備する。

委員：施設ごとの水質の差や、管理形態の違いについての資料を提示できるか。

事務局：管理形態の差については次回説明する。水質の差については法的義務の範囲に限られるため、詳細な把握は困難である。

委員：大雨の際などに塩素の匂いが強く感じることもあるが、注入量を調整しているのか。

事務局：水道法に基づき一定の濃度以上を維持するよう自動制御している。大雨で細菌等が増える際には注入量が増えることがあり、その影響で匂いが強まる場合がある。

委員：久万高原の水は美味しいが、そもそも塩素を一律に注入しなければならない基準はどこにあるのか。

事務局：水道法により、蛇口で 0.1mg/L 以上の残留塩素を検出することが義務付けられているためである。

委員：専門用語が多く難しいが、水道維持の大変さが分かった。改めて資料を見直して勉強したい。（感想）

会長：町民への情報発信について、「気づいたら料金が上がっていた」とならないよう、伝え方を検討いただきたい。

委員：町民にどう周知して理解を得るかが最も重要。次回はその検討案も出してほしい。

会長：非常に大切なポイントであり、機械的な決定だけでなく、どのようなアナウンスを行うか検討が必要である。

事務局：今後のスケジュールについて

第2回（8月28日）：具体的な料金改定幅の検討

第3回（9月下旬）：料金体系の検討

第4回（10月下旬）：答申案の決定